

## 別紙

### 船員法の一部改正について（案）

#### 第一 時間外及び補償休日の労働

- 一 船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、海員に時間外又は補償休日の労働をさせることができることとする。
- 二 船舶所有者は、労働組合等との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、海員に時間外の労働をさせることができることとする。
- 三 海員の労働時間は、一日当たり十四時間及び一週間当たり七十二時間を限度とすること。ただし、一の労働時間は算入しないものとする。

#### 第二 雇入契約の成立等の届出

船長は、雇入契約の成立等があったときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならないこととし、船長が届け出ることができないときは、船舶所有者が、船長に代わって届け出なければならないこととする。

#### 第三 船員労務官の権限

船員労務官は、船舶所有者又は船員が国土交通大臣が発する是正命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、即時にその船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができることとする。

#### 第四 その他所要の改正を行うこととする。